

桶川市成年後見制度利用支援事業実施要綱

(平成17年3月31日告示第49号)

(趣旨)

第1条 この要綱は、成年後見制度の利用にあたり、必要となる費用を負担することが困難である者に対し、桶川市が行う助成について定めるものとする。

(助成対象者)

第2条 助成の対象者は、桶川市成年後見制度における市長の審判請求に係る要綱の規定により、市長が審判請求を行う者のうち、次のいずれかの要件に該当するものとする。

(1) 生活保護受給者

(2) 住民税が非課税であり、預貯金等の資産の総額がおおむね1,300,000円以下である者

(3) その他市長が必要と認める者

(助成対象費用)

第3条 助成対象費用は、成年後見人、保佐人又は補助人（以下「成年後見人等」という。）の報酬の全部又は一部（以下「報酬助成金」という。）とする。ただし、成年後見人等の報酬助成金は、家庭裁判所が決める金額の範囲内とする。

2 成年後見人等の報酬助成金は、特別養護老人ホーム等の施設に入所している者については月額18,000円を、その他の者については月額28,000円を、助成の上限とする。

3 前項の規定により報酬助成金の算定を行う場合において、1月に満たない日数に係る報酬助成金があるときは、日割計算により算出するものとする。ただし、その額に1円未満の端数が生じたときは、当該端数は切り捨てるものとする。

(助成対象期間)

第4条 市長が、前条の規定に基づき報酬を助成する期間は、報酬付与の審判で決定された期間とする。

(申請)

第5条 報酬助成金を申請する者は、助成対象者又は助成対象者の代理人としての成年後見人等（以下「申請者」という。）とする。

2 申請者は、報酬付与の審判により家庭裁判所が決定した報酬額の助成を受けようとするときは、成年後見人等報酬助成申請書(様式第1号)により、報酬付与の審判が決定された日から2か月以内に、市長に申請しなければならない。ただし、やむを得ない理由があると市長が認める場合はこの限りではない。

(助成の決定)

第6条 市長は、前条の規定による申請を受けたときは、成年後見人等報酬助成申請者、添付書類及び申請に係る助成対象者の資産状況等の実態を調査し、助成の可否を決定する。

2 市長は、助成の決定を行ったときは申請者に対し、速やかに成年後見人等報酬助成支給・不支給決定通知書（様式第2号）により通知する。

(助成の支払い)

第7条 前条の助成の決定を受けた申請者は、成年後見人等報酬助成請求書（様式第3号）により、当該決定された助成額を請求することができる。

2 助成額の支払いは、前項の請求に基づき、助成対象者名義の口座への口座振替にて行う。

(申請者及び成年後見人等の責務)

第8条 前条の助成を受けた申請者は、助成対象者名義の口座に振り込まれた助成額を成年後見人等の報酬以外の目的に使用してはならない。

2 第6条第1項の助成を受けている者の成年後見人等は、本人の資産状況及び生活状況に変化があった場合には、速やかに市長に報告しなければ

ばならない。

(助成の返還)

第9条 市長は、第5条第2項に規定する申請内容にこの要綱の趣旨に反すると認められる虚偽、不正があったとき、又は前条の規定に反して使用したと認められるときには、第6条第1項に規定する助成額の全部又は一部の返還を求めることができる。

(助成の中止)

第10条 市長は、助成対象者の資産状況若しくは生活状況の変化又は死亡等により助成の理由が消滅したと認めるとき、若しくは著しく変化したときは、助成を中止又は助成の金額を増減することができる。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年4月1日告示第90号)

- 1 この告示は、公示の日から施行する。ただし、第2条の規定は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 第2条の規定は、平成30年4月1日以後の申請について適用し、同日前の申請については、なお従前の例による。

様式第1号（第5条関係）

成年後見人等報酬助成申請書

年 月 日

桶川市長

助成対象者
住 所
氏 名 ⑩

上記後見人等
住所（所在）
氏名又は名称 ⑩

桶川市成年後見制度利用支援事業実施要綱第5条第2項の規定に基づき、下記のとおり申請します。また、この申請の審査に関し、必要な課税資料及び個人情報を閲覧することに同意します。

記

1 申請の理由

2 成年後見人等報酬助成申請額 円

3 助成の対象期間 年 月 日～ 年 月 日

4 添付書類

- (1) 公的年金等の源泉徴収票の写し等、収入の判明するもの
- (2) 金銭出納簿及び領収証の写し等、必要経費の判明するもの
- (3) 財産目録等の写し等、資産状況の判明するもの
- (4) 報酬付与の審判決定書の写し
- (5) 助成対象者の代理人として成年後見人等が申請する場合には、登記事項証明書

様式第2号（第6条関係）

桶 第 号
年 月 日

様

桶川市長

印

成年後見人等報酬助成支給・不支給決定通知書

年 月 日付けで申請のあった成年後見人等報酬助成については、桶川市成年後見制度利用支援事業実施要綱第6条の規定により、下記のとおり決定しましたので、通知します。

つきましては、別添の成年後見人等報酬助成請求書により、請求の手続きをお願いします。

記

1 支 給

成年後見人等の報酬助成決定額 円

2 不支給

理由

（注） 申請内容に虚偽、不正があったとき、又は成年後見人等の報酬以外の目的に使用した場合には、報酬助成額の全部又は一部の返還を命ずることがあります。

様式第3号（第7条関係）

年 月 日

桶川市長

助成対象者
住 所
氏 名 ⑩

上記後見人等
住所（所在）
氏名又は名称 ⑩

成年後見人等報酬助成請求書

年 月 日付けで決定通知のあった成年後見人等報酬助成
については、桶川市成年後見制度利用支援事業実施要綱第7条の規定によ
り、下記のとおり請求します。

記

成年後見人等報酬助成請求額 円

フリガナ 口座名義人	
金融機関名	銀行 支店 信用金庫 支店 農 協 支所
口座番号	